田 中 和 夫

勞働者法 二、三 第十八世紀に於ける刑事共謀の法理 六 英國の勞働組合法 四 團結法 五 團結法の廢止と刑事共謀の法理の

七 米國に於ける發展

等が最初に闘わなければならなかつたのは、勞働組合を結成すること自體が共謀罪となるとする法理に對してであつ た。本稿に於て取扱おうとするのは、この勞働組合に對する刑事共謀(criminal conspiracy)の法理の沿革につい 英米の勞働者が、今日の團結權及び團體交涉權を確保するに至つたのは、永年に亙る不斷の努力の結果である。

彼

(一) 本稿について主として参考とした文献は次の如くである。

てであつて、それは英米勞働法史の第一章をなすものである。

Jenks, A Short History of English Law, 3rd ed., 1924, pp. 320-339

407; vol. 8, 1925, pp. 379—384; vol. 11, 1937, pp. 475—501. Holdsworth, A History of English Law, vol. 2, 3rd ed., 1923, pp. 459-462; vol. 3, 3 rd ed., 1923, pp. 401-

Stephen, History of the Criminal Law of England, vol. 3, 1883, pp. 202-227,

英米に於ける勞働組合と共謀罪

### 橋 諭 叢 第二十三卷 第二時

Dicey, Law and Opinion in England, 1905, pp. 95-102, 190-200, 266-272.

Landis, Cases on Labor Law, 1934, pp. 1-37.

Gregory, Labor and the Law, 1946, pp. 13-30.

高柳教授、Conspiacy, 日本タイムズ、昭和二一年六月一四―一六日。

見ることができなかつた。 なお、その他に是非参考としたく思つた文献が相當にあつたが、一橋大學圖書館には英米法關係の本が極めて少ないため、 右に引用した著書が必ずしも最新版でないのも、 同一の理由に基づく

である。 莊園制度(從つて又その基礎の上に立つ封建制度)の崩壞を促進するとともに、他方に於ては、勞働賃金が五〇パーセン けて、英國にペストが流行し、英國の人口の約半數が減少したといわれ、そのため勞働力が激減し、一方に於ては、 ていたので、農民及び勞働者には殆んど何等の權利も認められていなかつた。ところが、一三四八年から五〇年にか 三四九年及び一三五一年に勞働者法(Statutes of Labourers)を制定するに至つた。英國に於ける最初の勞働立法(三) の騰貴を示すようになつた。それで、この勞働賃金の騰貴を抑制するために、地主階級の代辯者である國會は、 中世に於ては、莊園制度が農民を身分的に土地に拘束し、且各種のギルドが職人及び徒弟に對して嚴重な統制をし

ては、商業が勃興して人口が都市に集中するようになり、都市の食糧を生産するために農業も大規模に行われるようになった。 英國に於ては、第十四世紀の初から、 フランダース羊毛工業の影響を受けて、一方に於ては、牧畜が盛となり、 3

英米に於ける勞働組合と共謀罪

を提供する農業勞働者となり、或は都市に出て行くようになつた。このようにして、荘園制度が旣に崩壊を始めていたのであ とのため、莊園領主が、土地を牧畜や農業の企業家に一定期間賃貸することが始められ、封建的農民が、或は賃金を得て勞務 が、ペストによる人口強減の結果この傾向が更に促進せられたのである。

勞働者法は、(イ)六十歲以下の身體健全にして資産のない者は、從前の慣習又は成文法によつて定められた賃金で しば制定されている。 1351 (25 Edw. III, st. 2) によつて確認され補足されたのである。勞働者法は、その後もエリザベスの時代に至るまでしば 緊急法である An Ordinance concerning Labourers and Servants, 1349 (23 Edw. III) が、Statute of Labourers,

る代りに、治安判事が定期的にこれを決定することとされた。(三) 制の方式は、勞働力の不足の時期が過ぎた後も、數世紀の間行われ、エリザベスの時代には、賃金を成文法で公定す ることとした。このように勞働を國家的に統制し、しかもそれを刑罰をもつて强行したのである。この勞働の國家統 定し、(ハ)且とれらの規定に違反する者に刑罰を科し、治安判事が略式裁判(即ち陪審によらない裁判)によつて處罰す 雇傭する旨の申出があつたときは、その條件で勞働する義務を負うこととし、(p)諸種の勞働者につきその賃金を法

な反抗であると考えられる傾向があつた。そして實際に勞働者が團結して勞働賃金や勞働條件の改善を要求すること しかも、勞働者が團結してその要求をなすときは制度そのものを覆えそうとするものとして、國家に對する更に重大 定している以上、勢働者がそれ以上の賃金を要求することは必然的に(勢働者法にも規定されているように)犯罪となり、 且後には勞働者の食事や勞働時間についての規定も多少附加せられたからである。しかしながら、賃金を國家的に公 勞働者法は、全體としては、必ずしも勞働者に不評判ではなかつた。何となれば、それは價格統制の規定をも含み、

99

### 橋 論 叢 第二十三卷 第二號

でないつたから、當時の勞働者の團體をもつて、近代の勞働組合の先驅であるとすることは正當でない。(H) くは永續的なものではなく、且當時に於ては職人の中のある者は後に親方となつたので、親方と職人との對立が明瞭 を、重く罰する法律が制定せられた。勞働者の團結に對する壓迫が始まつたのである。尤も、當時のかゝる團結は多 がしば~~行われたので、一五四八年には、一定の賃金又は勞働時間によつてでなければ働かないと共謀した勞働者

(1) 勞働者法は、終り方には實際には行われていなかつたが、その正式に廢止せられたのは一八七五年である。

5 Eliz. (1562), c. 4. この法律は、また、徒弟制度を改革し、技術を要する職業には、七年間の徒弟修業を終えた者でな

- (三) Jenks, op. cit, p. 322.
- (国) 2 & 3 Edw. VI, c. 15.
- 州) Webb, The History of Trade Unionism, revised ed., 1920, pp. 2-11

#### \_\_\_

自由ということが高唱せられ、第十四世紀以來の企業に關する諸種の制限的法律(勞働者に對してのみでなく、雇主・生 くなつた。他方に於て、近代的企業成立の結果、勞働者の數が多くなり、 産者に對しても種々の制限があった)を非とする考え方が生じ、そのあるものは廢止せられ、他のものは事實上行われな ス時代の頃から一時盛になつていた)經濟活動が再び發展を始め、近代資本主義的企業が成立するようになり、營業の 英國では、内亂戰爭から光榮革命に至る不安な時期を終つて、第十七世紀末から第十八世紀の初にかけて、ヘェリザ しかも彼等はその利益を擁護するため團結

する必要を益々感じるようになつた。そして、右に述べたように、團結を制限する規定が除かれたので、 多數結成せられた。近代的勞働組合が發生したのである。

(一) 例えば、前に書いた一五四八年の法律は、食糧品の賣主がその價格を吊上げるように共謀した場合にも、勞働者が賃金を 増額せしめようと共謀した場合と同様に處罰 する こと にし、又一五五二年の法律(5 & 6 Edw. VI, c. 14)は、買占行爲

(二) 例えば、エリザベスの勞働者法によつて、治安判事が定期的に各種の職業につき賃金を決定することになつていたが、治 安判事がこれを決定しなくなつた如きである。 (engrossing, forestalling and regrating) を犯罪とした。

Jouneymen Tailors of Cambridge(1721)であるとされている。この事件は、勞働者が團結して一定の賃金以下 謀(common law conspiracy)又は刑事共謀(criminal conspiracy)の法理であつて、その最初の判決は R. v. uti)という文言で結んでいないという抗辯に對して、裁判所は、本件は普通法上の犯罪である共謀に對する公訴であ を作り、裁判所も、特に成文法なくとも、かゝる團體は普通法上共謀罪を構成するとした。後者が卽ち普通法上の共 して保護を求め、國會は、第十八世紀にはいつてから諸種の企業につき個別的に、勞働者の團結を共謀罪とする法律 では働くことを拒否する旨の合意をした事件であつて、公訴狀を「成文法の方式に違反して」(contra formam state るから、公訴狀をその文言をもつて結ぶ必要がないと云つたのである。(四) 近代的勞働組合が盛に結成せられるようになると、資本家は形勢が自己に不利になると考え、國會及び裁判所に對

例えば、ロンドン及びウェストミンスタの仕立職人について一七七二〇年の法律(7 Geo. I, st. 1, c. 13)、毛織職人につ 英米に於ける勞働組合と共謀罪

5

### 帮 爺 第一十三名 第二分

いて一七二五年の法律(12 Geo. I, c. 34)、製帽職人について一七四九年の法律(22 Geo. II, c. 27)、絹織職人について一 八八七年の法律(17 Geo. III, c. 55)、製紙職人について一七九六年の法律(36 Geo. III, c. 111)等である。

(11) 8 Mod. 10

(三) 成文法によつて設けられた犯罪については、公訴狀の末尾にこの文言を書くことを要した。

2 Esp. 719 があり、又同趣旨の傍論として Grose, J. in R. v. Mawbey (1796), 6 H. R. 619 がある。この最後の事件に それは不法であつて、當事者は共謀罪として起訴されるかも知れない」と云つている。 於て Grose, J. は「各人はその賃金を増額すべきことを主張しても差支ない。しかし、數人がその目的のために共同すれば、 なお、第十八世紀中に報告せられた同趣旨の判決として、R. v. Eccles (1783), 3 Dougl. 337; R. v. Hammond (1799).

次に、當時に於ける共謀罪の法理及び營業の自由に對する束縛についての一般法理について述べることとする。 を肯定しているのであつて、この問題は當時の社會事情に基く一般法律思想を基礎として判斷しなければならない。 十九世紀及び第二十世紀初に於ける有力說はとれを否定していたが、最近に於ては Holdsworth, Landis-等がとれ 尤も、この時期即ち第十八世紀に、果してこの普通法上の共謀の法理が行われていたかは、爭のある點である。

(一) · 例えば、Hilton v. Eckersley (1855), 6 E. & B. 47 に於て、第一審の Crompton, J. が傍論として、かゝる團結は直 接に營業の自由な經過(コース)を害しようとするものであり、普通法上の犯罪であつたと云つたのに對し、同審の Camp-Jenks, op. cit., p. 328; Webb, op. cit., pp. bell, C. J. も第二審の Alderson, B. も反對し、更に Mogul Steamship Co. v. McGregor, Gow and Co. [1892] A. C. 25 解に反對している。私は、拙稿「英米法に於ける取引制限の法理」季刊法律學三號二四頁、六二頁(昭和二三年)に於て、と に於て、Lord Halsbury, L. C. も Lord Hannen も右 Crompton, J. の見解に反對した。又 Steven, op. cit., p. 209; 64,68 等も、第十八世紀に勞働者の閣結を普通法上共謀罪としていたとの見

れらの説に從つていたが、今はこれを改める。

(月) Holdsworth, op. cit., vol. 8, p. 381, vol 11, p. 480; Landis, op. cit., pp. 10, 11. Landis は、(イ)反對說が、こ みを頼りとして論ずべきではなく、(普通法も發展するものであるから)本事件の判決のなされた當時の社會事情に基く一般法 7 Geo. I, c. 13) に基く犯罪であり、普通法上の犯罪としたものではないと主張するのに對し、同法はロンドン及びウェスト 律思想を考慮して判斷しなければならない、と云つている。なお、第十八世紀に、この趣旨の判決がこれ一つあるのみではな 論してしまうには、更に充分な證據を必要とするとし、更に(ハ)反對說が、若し本事件の報告が誤つていないとするも、そ ミンスタの仕立職人に對して適用あるのみであつて、本事件はケンブリッジの仕立職人の事件であり、その判決自體が本件は 點についての積極説の根據となつている前掲の R. v. Jouneymen Tailors につき、 れは普通法上の基礎を有していない(換言すれば、誤つた判決である)と主張するのに對して、本事件に對する二三の先例の きないとの反對論に對しては、一般的には當時の判例集に對してそう云えるかも知れないが、特定のこの判決に對してそう結 普通法上の犯罪として起訴したものであると云つているのであるから、右主張は當らないとなし、(ロ)本事件の報告が信頼で 他にも同趣旨の判決及び傍論があること、前の註に於て引用した通りである。 同事件は成文法へ前に註の中で述べた

Ξ

十四世紀以前から存在していたとの見解もなくはないが、一般には、それはエドワード一世の成文法に基くとされて 行爲のみを意味するのではなく、漠然としている點が特徴であるが、初めはそうでなかつた。共謀罪という犯罪が第 つて達成しようとする合意(團結)」であると、定義されている。そして、その不法という意味が、單に犯罪又は不法 英米法に於ける共謀罪とは、 通常「不法な目的を達成しようとする合意(團結)、又は適法な目的を不法な手段をも

英米に於ける勞働組合と共謀罪

7

幇助についての共謀に限られていた。

### 橋 論 叢 第二十三卷 第二號

ための共謀を、これらの成文法によつて犯罪としたのであつた。從つて共謀罪は、その初めに於ては、誣告及び訴訟 して權利のない者を勝たせることが屢々行われ、その弊害が甚だしかつたので、かゝる司法權の正當な行使を妨げる いる。當時の訴訟手續が不完全であつたため、數人の者が共謀して他人を誣告し、又は他人の民事訴訟を不當に援助

自然の成り行きであつた。星座裁判所が一六四一年廢止せられた後は、その管轄權は王座裁判所(Court of King's えた行為を、處罰した)のであるから、必要に應じて共謀罪の概念を擴張したのは當然である。當時、詐欺で處罰され Bench)に受け繼がれ、第十八世紀中に、 ない場合が多かつたので、星座裁判所は共謀の法理を先ず詐欺の場合に擴張した。このように、適用範圍の限られて 結、更に公益又は道德に反する行爲をしようとする團結も、共謀罪となるとの見解が行われるようになつた。(IDCIII) いた共謀罪を一度他の場合に擴張すれば、その後次第に更に擴張されて、その範圍が彈力性を持ち漠然となるのは、・ ところが、共謀罪の概念が、第十七世紀に星座裁判所(Court of Star Chamber)によつて擴張せられた。 刑事法について衡平法を行使したへ普通法裁判所では處罰しないが、治安維持のために處罰することを要すると考 犯罪を犯すための團結は素より、 不法行爲又は契約違反をなそうとする團

(一) その代表的な成文法は、Statute of Conspiracies, 1300, 28 Edw. I, st. 3, c. 10 及び Ordinance of Conspiracies, 1305, 33 Edw. I, st. 2 である。これらの成文法によつて作られた writ of conspiracy は、 事的に訴えることも、民事的に損害賠償を請求することもできた。 事的なものであるか刑事的なものであるかは明らかでないが、實際には双方の性質の性質を有するものとされ、被害者は、 當時の他の writ と同様に、民 刑

敷人が團結して劇場で舞臺の役者に對してシーシーと云つた(hiss)場合にも、共謀となるとの意見も現われた。 共謀罪の沿革につき、Holdsworth, op. cit., vol. 3, pp. 401—407, vol. 8, pp. 379—384; 高柳教授、前掲、日本タイ

ムズ昭和二一年六月一四日、江家教授、「英米法における共謀罪」の中、早稻田法學二四卷三・四合併册三六九頁ないし三六五

(昭和二四年)。

ていて、この點に關する指導的判決である Mitchel v. Reynolds の判決せられたのは一七一一年であつた。營業制 限の契約とは、通常何らか他の主たる契約に附隨してなされるのであ つて(例えば、營業譲渡契約に附隨して、讓受人が 者となることを妨げようとする親方によつて、大きな濫用がなされる傾向がある」と気つている。(言) を追い營業をできるだけ少數の者の手に歸せしめることに努力している法人によつて、又徒弟が就業して自己の競爭 會はその有用な一員を失うに至る弊害がある」と云い、更に續けて「營業の制限は、例えば、常に營業の排他的利益 由として、「營業の制限は、被制限者から生計の途を奪う弊害があるのみでなく、公益の見地からも、制限によつて社 的な程度以上であるときは、公益に反し無效であるとせられるのであつて、右事件に於て Parker, C. J. は、 競業しないと約し、又は雇用契約に附隨して、被用者が雇用契約終了後雇主と競業しないと約する如きである)、その 制限 が合理 せられ、營業制限(取引制限)(restraint of trade)の契約は、一般的に、不法にして無效であるとの法理が確立し(1) 眼を轉じて、營業の自由に對する干渉についての當時の法理を見るに、營業自由の原則ということが特に强く主張 その理

の増額又は勞働時間の短縮を强行しようとしてなした勞働者の團結を、不當であると考え、とれを彈力性をもつた共 こういう時期であつたから、裁判所が、賃金の減額又は勞働時間の延長を企圖してなした資本家の團結、及び賃金

英米に於ける勞働組合と共謀罪

#### **備論 叢 第二十三卷 第二**

かも、 も影響を及ぼしたのも當然なのである。 K, 益を受ける第三者との關係を考慮しての問題であるが、右に引用した Parker, C. J.の意見によつても明らかなよう の有效無效の問題であるのに反し、 勞働者の團結を英國の利益に反すると考え、これを共謀罪として罰しようと考えたのは、寧ろ當然であつたのである。 (単) が出版され、マルサスの人口論が展開され、勞働基金說が主張せられようとしている時代であつたので、裁判官が、 犯罪行為をも行わざるを得ないという狀態になつており、他方經濟學說としても、やがて、アダム・スミスの國審論 に於ける運營も多くは祕密主義で、 脅迫し、資本家に對して暴力を用い機械を破壞する等不法な手段によつて目的を達成しようとして、勞働組合の內部 うとするものであり、これによつて勞働者又は資本家の營業の自由を束縛しようとするものであつたからである。(E) 謀罪の中に包含せしめることは、極めて自然のことであつた。これらの團結は、多數の壓力によつて目的を達成しよ 尤も、 本來の營業制限の法理に於ても對外的問題も考慮されているのであつて、本來の營業制限の法理が共謀の問題になり、 第十八世紀中頃からは、産業革命の進行とともに、(殊に紡績工業に於て)勞働組合はしば~~、個々の勞働者を 本來の意味に於ける營業制限の法理は、對內的問題、即ち營業制限の合意をした當事者間に於けるその合意 共謀罪となるか否かの問題は、對外的問題、卽ちその合意(團結)によつて不利 組合員は非公開の委員會の決議に服從を强いられ、その指令に基づいてしばく

であり(Coke, Second Instit., 47)、第十四世紀以來營業に關し諸種の制限の法律が作られたということは、 るととを前提としていたわけである。エリザベス時代に、しば~~女王が特定の者に特定商品の製造・販賣・購入・使用につ 營業の自由は、マグナ・カルタ第二九條の保障する「自由」の一部であることは、コークによつても説かれているところ **賛業が自由であ** 

いて獨占權(monopoly)を特許することが行われたが、かゝる獨占權の特許を不法にして無效であるとした判決がある。

ح

れも、 制限規定がなくなるとともに、贅業自由の原理が明白に意識せられるようになつたのである。 この營業自由の原理は、 法律によらない營業の自由の制限であつたからである(拙稿、前掲、季刊法律學三號三〇頁三一頁)。 諸種の制限が法律によつて科せられていた間は、實際上明白には意識せられなかつたが、これらの

 $\equiv$ (11), (1711), 1 P. Wms. 188 營業制限の法理につき、末延教授「雇傭に於ける營業制限の特約」法協五一卷一一號一九九五頁、五二卷一一號二〇五三

頁

(昭和八・九年)、拙稿、前掲、

季刊法律學三號二四頁。

をlabor union というのが通常であり、これは勞働者の組合のみを指す)。 英國の trade union とは、勞働組合のみでなく、資本家の関結をも含んでいるのである(現在の米國では、勞働組合のこと 英咪に於ける「鬢業」(trade)とは、企業のみでなく、勞働者が自己の勞働についてなす取引をも含んでいる。

3 (角) Holdsworth, op. cit., vol. 11, pp. 479, 480; Gregory, op. cit., p. 20. やお、Stephen, op. cit., vol. 3, p. 行為法上の問題がある。これ、民事共謀(civil conspiracy)の問題であり、刑法上の問題と同樣に、對外的問題、即ちその 企業家間及び勞働者間の營業制限の團結に關する法律問題には、この契約法上の問題と刑法上の問題との外に、更に不法 211 参照。

£ の利益及び公益の點から見て合理的」であることを要する、と云つている。 Co. v. Nordenbelt, [1894] A. C. 536 に於ける有名な Lord Macnaghten の言葉にも、その「合理的とは、關係兩當事者 營業制限の特約も、その制限が合理的であるときは有效、不合理な場合に無效なのであつて、Maxim-Nordenfelt Gun

團結によつて不利益を受けた第三者に對して不法行爲となるかの問題である。

このようにして、爭はあるが、第十八世紀に於ては、勞働賃金の增額又は勞働條件の改善を目的とする勞働者の團 成文法の有無に拘らず、普通法上も共謀罪となるとの法理が行われていたと解すべきである。而して、英國に

ば、當時の英國の成文法は最早米國には適用がなかつたのに反し、普通法の發展として刑事共謀の法理ができ上つた(こ) えるのが、當然であつたからである。 とすれば、普通法を継受した米國に於ても、その繼受した普通法から同じく刑事共謀の法理が展開すべきであると考 於てこの刑事共謀の法理が普通法上認められていたことが、米國の勞働法に大きな影響をもつたのである。何となれ

へー) 米國は、植民當時(そしてそれは一般に、ジェイムス一世の卽位第一年卽ち一六○三年とされている)の英國の普通法及 て制定せられたもののみが、英國に適用があるのである。 び成文法を繼受したものとされている。その後(勿論一七七六年以前)の英國の成文法は、特に米植民地に適用あるものとし

#### 四

は勞働組合を絶滅することが必要であると考えて、一七九九年及び一八〇〇年にすべての勞働者の團結を共謀罪とす われていたと見るべきであり、從つて旣存の法則を國會が制定法をもつて宣言し、その法則を强行する意思を一般人 る一般的な團結法(Combination Laws)を制定するに至つた。多くの論者は、この成文法をもつて勞働組合に對す る政策を根本的に變更したものであるとするが、前に述べたように、第十八世紀に旣に普通法上刑事共謀の法理が行 しかも常規を逸すること多く、その上フランスに頗る過激な革命が行われたので、國會は遂に國内秩序を維持するに れていたが、同世紀の中頃から納まつた産業革命の結果、大多數の國民が勞働者となり、勞働組合が益々强力となり、 前に述べたように、第十八世紀になつてから、勞働者の團結を共謀罪とする法律が個々の企業につき屢々制定せら

ち陪審を用いずに)なされる。

## に知らせたものと見るべきである。(IIXIII)

Dicey, op. cit., 96-102; Landis, op. cit., pp. 14, 15. のである。 とれらの法律について、Stephen, op. cit., vol. 3, pp. 206—209; Holdsworth, op. cit., vol. 11, pp. 496—498; 39 Geo. III (1799), c. 81; 39 & 40 Geo. III (1800), c. 106. 後者は、前者に一部の修正を加えてこれを再規定したも

 $\widehat{\Xi}$ ろこの主たる目的を達成するための附隨的なものであつたが、團結法は勞働者の團結を罰することをその本來の目的としたも たものであり(例えば、賃金率及び勞働時間を公定し、その强行を期する)、勞働者の願緒を共謀罪として處罰するのは、 普通法の法則を成文法を制定して宣言することは、當時屢々行われたところである。 團結法と、從前の個々の企業についての成文法とを比較するに、後者は、本來それぞれの企業を統制することを目

であつて、法律の性格を異にしていた。

少せしめる目的を持つた、勞働者その他の者の間の契約はすべて不法であり、かゝる契約を締結することは犯罪とな 結のために醵金し又は集金することも犯罪となる。(ニ)これらの犯罪に對する裁判は、治安判事によつて略式 に 罪とたる。(ハ) かゝる團結の結成又は維持の目的で開かれる會合に出席し又は出席を勸誘すること、及びかゝる團 (ロ)かゝる團結をなした者が、 七九九年の法律の規定の大要は、次の如くであつた。(イ)勞働賃金を增加し又は勞働時間若しくは勞働の量を減 他人の雇用の拒絶又は離職を勸誘すること、及び雇主の雇入を妨害することも犯

そ の法律に對する非難が强かつたので、國會はこの問題について再考慮し、一八〇〇年の法律を制定したのである の中には一七九九年の法律の主な規定が殆んどそのまゝ再規定され、修正された主な點は次の如くであつた。

(ハ)勞資間の紛爭を解決するための仲裁手續を設けた。 (イ)一人の治安剣事によつてでなく、二人の治安剣事で裁判し、當該犯罪に關係ある企業の經營者たる治安判事は除 **斥せられる。(ロ)勞働賃金を減少し、勞働時間若しくは勞働の量を增加するための雇主の團結をも、** 犯罪とする。

人でも多數の勞働組合に匹敵する力を持つており、しかも Webb, op. cit., p. 73 の述べるところによれば、數千人の勞働者 このようにこの法律は、雇主の團結をも勞働者の團結と同様に共謀罪としたが、新しい企業組織の下に於ては、雇主は一

械の採用とともに、勞働賃金は次第に減少し、成年の男子の代りに婦人や年少者を使用するようになり、しかも一八 これに對抗して暴力的な手段さえも使用するようになり、産業不安は更に増すこととなつた。他方に於て、 る。團結法による起訴が多くなされた結果、却つて勞働者は同法による彈壓に反抗して極端な行動に出で、資本家も たのであるが、それは、何が故に勞働組合が結成せられ、勞働運動が盛となつたかの理由を理解しなかつたものであ 國會は、團結法を制定して、勞働組合を結成すること自體を犯罪とし、これによつて勞働運動を彈壓しようと考え は團結の罪により罰せられたが、雇主が同一の犯罪によつて處罰せられたという事件は、一つも記錄されていないのである。 五 新しい機

團結に關するすべての旣存の法律を廢止し、(B)勞働者は、勞働賃金、勞働時間その他の勞働條件の改善を得るため、 このようにして團結法廢止の運動が興り、一八二四年に團結法廢止の法律が制定せられた。同法は、(イ)勞働者のこのようにして團結法廢止の運動が興り、一八二四年に團結法廢止の法律が制定せられた。同法は、(イ)勞働者の

五年制定せられた穀物條例の結果食糧の價格が騰貴し、大衆の生活は益々悲慘となつて行つた。

免責し、(ニ)但し、これらの目的のため暴力又は脅迫を用いるときは、犯罪となり、そのための團結も犯罪となる、 旨を規定した。 上も共謀その他の理由をもつて刑事的に處罰せられることなく、(ハ)雇主の團結にも勞働者の團結に對すると同樣に 他人に勞働の拒否を勸誘するため、又は企業の經營方法に干渉するために團結した故をもつては、 普通法上も成文法

(一)5 Geo. IV (1824), c. 95. この法律及び次に述べる一八二五年の法律につき、Stephen, op. cit., vol. 3, pp. 212—219; Dicey, op. cit., pp. 190-200; Landis, op. cit., pp. 16, 17.

てられた。初めに提出された法案は、非常に反動的なものであつたが、一八二四年の法律の制定に努力した人々の努 には暴力と脅迫とが伴い、輿論はかゝる自由の附與に反對するに至つた。かくして次の國會に於て、 彼等はこの新たに得た權能を、何等の自制なく極度に振り廻し、高賃金を要求し、罷業が相繼いで起り、しかも罷業 しかしこの勞働者の勝利は永續きしなかつた。右の法律によつて勞働者はその束縛から解放せられたのであるが、 團結法の廢止に最も努力したのは、ロンドンの仕立職人 Francis Place であつた。 同法の改正が企

働賃金又は勞働時間について相談し決定するのみの目的をもつて會合すること、及びこれらを確定するために合意を することを、 ついての規定を稍詳細にし、その手段についても暴力・脅迫の外に妨害という文字を加え、(ハ)勞働者が自分達の勞 明示的に適法であると規定し、(ニ)雇主についてもこれと同様の免責規定を設けた。

年の法律と同じであつたが、普通法の法則については何等言及しなかつた。次いで(ロ)暴力・脅迫を用いた場合に

力によつて、緩和された形に於て一八二五年の法律が制定せられた。同法は、(イ)從前の團結法を廢止したことは前

#### 橋 論 叢 第二十三卷 第二

(1) 6 Géo. IV (1825), c. 129

す共謀は、當然普通法上處罰し得ると考えたからである。 この法律は、 前年の法律と異り、これらの行爲をなす團結自體を單獨に處罰する規定を設けなかつた。それは、犯罪をな

文字を廣く解して、雇主に對して賃金の增額を要求し、その要求を貫徹するために、被用者に對して仕事を休むべき 於て行動する限り、全く刑事問題とすることができないと考え、そしてその旨の判決もなされた。 勢働組合を職種別に全國的に統一する運動が起り、その全國的な連合體の强大な力で資本家に對抗するようになつた ところが、一八五一年の Reg. v. Rowlands に於て、Erle, J. は、(イ)一八二五年の法律の脅迫及び妨害という 般には、初めは、この法律と前年の法律との規定の差異を重大なものとは思わなかつた。第十九世紀の中頃から、 資本家はこれに對して攻勢に出ようとしたが、一般には、一八二五年の法律は、勞働組合が同法の許す枠内に

目的をもつてなす團結は、 活することとなった。(五) 雇主の營業を害する目的をもつて、卽ち被用者に仕事を休むべきことを勸誘することによつて賃金の增額を强制する 行爲は同法による犯罪であり、そうするための團結は當然に刑事共謀であるとし、更に(ロ)成文法を度外視するも、 ことを、又被用者以外の者に雇入を拒絶すべきことを勸誘することも、雇主に對する脅迫又は妨害であるとし、 法 (普通法)の違反であると述べた。この(ロ)によつて**、普通**法上の共謀罪の法理が復(EI) その

年の法律には「普通法上も」共謀罪とせられることがない旨を明言していたから、右のような判決をする餘地がなか 卽ち、この判決によつて、一八二五年の法律と一八二四年の法律との差異の重大なことが明瞭にされた。 一八二四

法の適用を受け、普通法上の共謀罪とせられ得たのである。 ことを列擧して、これを適法であると規定していたので、この狹い例外に該當する以外の勞働者の團結はすべて普通 し決定するのみの目的をもつて會合すること、及び勞働者間で自分達の勞働賃金叉は勞働時間を確定する合意をする つたのであるが、一八二五年の法律にはその旨の規定がなく、且特に、勞働者が勞働賃金又は勞働時間について相談

のために又は裁判官が脅迫であると考える手段を用いて罷業をしたならば、共謀罪として罰せられる危険があつた。(も) 働組合の存在價値が法律上もあつたのである。しかしこの線から一步でも出て、裁判官が好ましくないと考える目的 であるならば、共謀罪として罰すべきではないとする傾向が强かつた。裁判所がこういう態度を採つていたから、勞 用を受け、共謀罪とせられることはない。そして又、その要求を貫徹するためにその團結をなした勞働者が個 Cambridge の事案のように、勞働賃金の增額又は勞働時間の短縮を得ようとする單純な團結は、 「自發的」に仕事を休んでも、犯罪とせられる筈がなく、更に進んで罷業の形を採つても、それが普通の平和 尤も、一八二四年以前と全く同一の狀態となつたわけではない。即ち、前に述べた R. v. Journeymen Tailors 右の例外規定の適

- ) Reg. v. Selsby (1847), 5 Cox C. C. 495 n.
- (1) Reg. v. Rowlands (1851), 5 Cox C. C. 436
- 直接その他人に對して向けられた團結であつて、全く性質を異にし、法は前者を許すも後者を是認しない、と云つている。 同判事は、更に、勞働者は自分達の利益增進のためには團結しても差支ないが、他人を害する目的をもつてなす團結は、
- (四) 裁判官が、陪審に對する説示として述べたのである。
- しかも、このように復活した普通法上の共謀の法理は、一八六一年の Offences against the Person Act, 1861 (34 & 英米に於ける勞働組合と共謀罪

#### 标 診 遊 第二十三卷 第二時

25 Vict., c. 100, s. 41) によつて密かに成文法に採り入れられた。同法は「賃金率を引上げるためのすべての不法な關緒义は

(代) Crompton, J. in Walsby v. Anley (1861), 3 E. & E. 516, 523. ャンレス、Molestation of Workmen Act, 1859 Reg. v. Druit (1869), 10 Cox C. C. 592 によつて、「脅迫」を廣く解するようになつたから、實效が少なくなつた。 (22 Vict., c. 23) は、一八二五年の法律の「妨害」という文字につき、勞働賃金又は勞働時間に關する要求を貰微するため 普通法上も、そして又一八二五年の法律の脅迫行爲としても、 他人に仕事を休むように脅迫を用いずに平和的に說得するのみでは、「妨害」とはならないと規定した。尤もこの點は、 その例である (Walsby v. Anley (1861), 3 E. & E. . 516)° **罰せられたわけである。非組合員の解雇を要求してなす罷業** 

#### 六

意を無效ならしめるものではなく、又その組合員を共謀罪その他の罪で起訴を受けしめるものではない」と規定した。 勞働組合が營業制限となるとの理由のみで、 條は、「勞働組合の目的は、單にそれが營業の制限であるとの理由のみによつては、不法と看做されず、從つてその合 を廢止し、ピケッティングの許される限界を定め、不法な脅迫及び妨害の範圍を定めた。卽ち、前者によつて勞働組 づいて一八七一年 Trade Union Act 及び Criminal Law Amendment Act が制定せられた。勞働組合法の第二 罷業が頻發した。この勞働者の動搖の結果、一八六七年勞働問題についての調査委員會が設置せられ、その報告に基 普通 法上の共謀の法理が復活して、それに從つて多くの勞働者が處罰せられるようになるや、勞働者の憤激をかい、 處罰することがなくなつたのである。 刑法修正法は、 一八二五年の法律

合の合法性を認めながら、後者によつてその行動を制限する規定を設けたのである。

ラッド 處罰が續き、 の程度の立法をもつてしては、勞働者を滿足せしめることができないことが、すぐに明らかになつた。勞働者の ンの自由黨内閣(一八六八年―七四)は、それ以上法律を改正することに反對し續けていた。 他人を罷業に参加せしめようとすれば、刑罰を受けることを覺悟しなければならなかつた。しかし、グ

- Trade Union Act, 1871, 34 & 35 Vict., c. 31; Criminal Law Amendment Act, 1871, 34 & 35 Vict., c. 32. ・これ
- Иţ 引制限」の中、法叢五三卷五・六合併號二四三・二四四頁滲照。拙稿、前掲、季刊法律學三號二五頁(殊に二八頁)は、この らの法律につき、Stephen, op. cit., vol. 3. pp. 224, 225; Landis, op. cit., pp. 21, (雇主)の營業の自由に束縛を加えるという對外的意味に用いられている(三の註六参照)。營業制限をこの意味で用いること 概念が後述の米國のシャーマン法にも用いられている。この點につき、大隅教授「英國コンモン・ロウにおける獨占及び取 ここに營業の制限とは、本來の意味、卽ち團結をなした當事者間に於ける對內的意味から 轉化 既にその前から始められており(Landis, op. cit., p. 19 参照)、又この意味で conspiracy in restraint of trade とい して、その團結が第三者

點につき、營業制限(取引制限)の本來の意味に執着し過ぎた黛がある。

Conspiracy and Protection of Property Act, 1875 が制定せられた。そしてその第三條は、「二人以上の者が、 感のみによつたものであるか否かは、一つの問題であるが、この總選擧の結果グラッドストン内閣が倒れ、それに代 つた保存黨のジスレリ内閣(一八七四年—八〇年)の下で、一八七一年の刑法修正法が廢止せられ、 保守黨候補者は刑法修正法の廢止を公約した。この總選擧に於て自由黨が不測の敗北を喫した原因が、勞働組合の反 八七四年の總選擧に際しては、 勞働組合は旣に政治上の一勢力となつており、保守黨の領袖はこの勢力を認識し、 その代りとして

働筆議を企て又は遂行するために、如何なる行爲をなし又はなさしめる合意又は團結をなすも、その行爲が一人でな によつて、漠然とした共謀罪の法理を勞働組合に對して適用することが、終局的になくなり、以後勞働組合に對する した場合に犯罪として處罰されない行爲であるときは、 共謀罪として起訴されることがない」と規定した。この規定

共謀法理の復活ということが起らなかつた。

制定せられた。 謀 (civil conspiracy) の法理が、その最たるものである。なお、その後の勞働組合及び勞働爭議に關する立法として は、Trade Disputes Act, 1906; Trade Union Act, 1913; Trade Disputes and Trade Unions Act, 1927 特等 尤も、その後も、裁判所が他の方面で勞働組合に不利益な判決をすることが、絕無となつたわけではない。民事共

- dis, op. cit., pp 24-26 38 & 39 Viot., c. 86. この法律につき、Stephen, op. cit., vol. 3, pp. 225—227; Dicey, op. cit., pp. 266—272; Lan-
- (11) Webb, op. cit., pp. 286—291.
- るに當つて、資本家の團結の場合に比し、勞働組合について不利益に適用しているのである(Gregory, op. cit., pp. 31—51; 他人を害する目的で共謀し、他人に損害を與えた場合には、不法行爲となるという法理であり、しかもこの法理を適用す 季刊法律學三號五〇頁ないし七五頁》。

wainers' Case であるとされている。靴職人が組合を作つて、雇主達に勢働賃金の增額を要求し、雇主達に、組合員 行われていた。中には多少護步して、團結して勞働賃金の要求をしても、その手段が平和的罷業であるときは共謀罪 人から成り、しかもIIの最後に述べたように、第十八世紀に英國裁判所は普通法上刑事共謀の法理が存在するとして 當時の米國の裁判官の多くは、英國裁判官の採つた態度をそのまゝ受け入れる傾向のある連邦派 (Federalists) の人 事件であつて、裁判所は、勞働賃金の增額を要求する團結は刑事共謀となるとの英國の法理を、 は組合で定めた賃金表以下では働かず、且それ以下の賃金で働く職人を使つている雇主の下では働かないと通告した るとか、目的が不當である (例えば、非組合員の解雇要求)とかの理由で、被告人を有罪としたものであつた。 とならないとの傍論も現われてはいるが、それらはいずれも、當該事件の判決としては、本件はその手段が不當であ いたから、これに従つて裁判したのは、寧ろ當然であつた。この趣旨の判決が、その後三十年の間、東部諸州に於て 米國に於ける勞働問題に關する最古の判決は、一八〇六年のフィラデルフィアの 裁 判所の Philadelphia Cord そのまゝ適用した。

ť,

れているにも拘らず、有罪の評決をなすことを拒否したことさえあつた。 般民衆にも、これと考えを同じくする者が多くなり、陪審が、裁判官の說示する共謀罪の構成要件が明らかに證明さ も有していると信じていたに拘らず。その働かない權利を團結して行使すると、處罰せられたからである。そして一 これらの判決に對して、勞働者が反感を持つたことは、云うまでもない。彼等は働く權利と同時に働かない權利を

- (1806), 3 Commons & Gilmore 59,
- ) Landis, op. cit., p. 31; Gregory, op. cit., p. 2

英米に於ける勞働組合と共謀罪

(III) Gregory, op. cit., p. 27.

monwealth v. Hunt である。これは、非組合員を使用した雇主に對して罷業をなして、その非組合員を解雇せしめ た。 ていたのならば、そのことを公訴狀に明確に記載しなければならない」と云つて、原判決を破毀し、彼告人を放発し た靴職人組合の七人の幹部を、處罰した判決に對する上訴審の判決である。 よつて處罰することは極めて稀となった。 題によつてなされたのであつたが、有名な裁判官が、從前と同樣の事件について、無罪の判決をしたのであるか を知り、 は、公訴狀に記載なくとも明らかであつた。而して、このように判決したのは、決して Shaw が勞働者に好意を持 な目的のために用い得ると同時に、 いたというに盡きる。而して、そのこと自體は、組合の權力を確保することを企てたのみであつて、その權力は有害 刑事共謀の法理は、 つた裁判官であつたからではなく、彼が新聞によつて、本件を有罪とすれば勞働者の反抗が兇暴になるであろうこと 「本件公訴狀に記載するところは、組合がその職業に從事するすべての者を勸誘して組合員たらしめる意圖を有して 右に述べた裁判所の態度を、始めて變更したのは、 この判決は、右に述べたように、決して刑事共謀の法理を拒否したものではなく、 卽ち、勞働組合もその目的如何によつては必ずしも不法ではないとしたのである。尤も、本件の組合の目 その結果米國の初期の工業を破壞してしまうに至るかも知れないことを恐れたからである。とされている。(川) 實際上大きな打撃を受け、その後内亂戰爭(一八六一年—六五年)が起るまでの間は、 有益な目的のためにも用い得るのであるから、 一八四二年のマサチュセッツ州の最高裁判所の判決たる この判決に於て Chief Justice Shaw は 不法ではない。有害な目的を有し 公訴狀の瑕疵という技術的な問 この法理に

- )) (1842), 4 Metcalf 111
- (11) Gregory, op. cit., p. 28.
- ||| Landis, op. cit., p. 33.

年の鐵道罷業に際して、罷業に對する差止命令(injunction)が米國で始めて發令され、このいわゆる勞働差止命令(injunction)が米國で始めて發令され、このいわゆる勞働差止命令(injunction) の勞働不安時代にその傾向に拍車がかけられた。しかし、この一八七〇年代の勞働不安の極點として起つた一八七七 利用することとなり、 てなされ、 共謀の法理が、事實上の問題として消滅してしまつたのである。 内亂戰爭中及びその後には、勞働組合の行動に對する反感が强くなり、一時反組合的な立法が諸州の立法府によつ 罷業に對して、刑事共謀の法理よりもより有效な對抗手段であることがわかつたので、その後は專ら差止命令を 又裁判所もこれに應じて、再び勞働組合の幹部を共謀罪をもつて處罰することが多くなり、一八七〇年代 刑事共謀の法理によつて起訴することは事實上行われなくなつた。このように、米國では刑事

に對して一般消費者を保護する目的をもつて制定せられたのであるが、勞働者の團結に對しても適用せられるように trade) 及び「獨占的共謀」(conspiracy to monopolize)という概念が用いられた。同法は本來、(四) その後一八九〇年に制定せられた Sherman Act 中には、「營業を制限する共謀」(conspiracy in restraint of 勞働組合に對して同法に基く差止命令で屢々發せられることとなつた。同法は、 違反 者に 對して、刑罰・差 重要な問題とならなかつた。このようにして、その後の米國勞働者の努力は、主として勞働差止命令の禁止に 損害賠價の三種の制裁方法を規定しているのであるが、右に掲げた共謀を理由とする勞働者の處罰というこ 英米に於ける勞働組合と共謀罪 巨大な資本の團結

せられ、次いで一九四七年の Taft-Hartley Act の制定となつたのである。(K) 向けられた。そして一九三二年に、勞働差止命令を原則として禁止する Norris-La Guardia Act が制定せられ、 方、勞働者の團結權・團體交渉權が、Norris-La Guardia Act を經て、一九三五年の Wagner Act によつて確立 他

- ) Landis, op. cit., p. 34.
- 裁判によらずに)處罰される。從つて、多くの場合重大な損害が起つてから起訴し、しかも陪審裁判によつて裁判する、共謀 命令」法律タイムズー卷三號一二頁(昭和二二年)。 ものとして、有泉教授「レイバー・インジァンクション」法律時報二一卷六號三〇七頁(昭和二四年)、拙稿「勞働爭議と差止 罪よりも、勞働差止命令の方がより有效適切な對抗手段なのである。勞働差止命令については多くの文献があるが、我が國の し又はなそうどする行爲を禁止する裁判所の命令である。この命令に違反したときは、裁判所侮辱となり、略式で(即ち陪審 勞働差止命令とは、勞働者の不法な行為によつて償うことのできない損害が生ずる虞あることを理由として、その現にな
- (III) Landis, op. cit., p. 36; Gregory, op. cit., p. 30
- 四)六の最初の註二参照。

(五) 吾妻教授「シァーマン法とアメリカの勞働規制」法律時報一八 卷三 號 七五 頁、四號一三三頁、六號二二九頁(昭和二一

3 ここに引用したのは、 いずれも連邦法である。各州法も、大體同樣の傾向を有していると考えて、大過ないであろう。